

件名	愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課医療保険室
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律

【改正の概要】

後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率について、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める必要があるため、基金条例の一部を改正する。

	国が定める標準拠出率	基金条例に定める拠出率
平成 28・29 年度 (改正後)	10 万分の 41	10 万分の 41

施行日	平成 28 年 4 月 1 日
-----	-----------------

【その他参考事項】

○後期高齢者医療財政安定化基金の概要

1. 目的 後期高齢者医療制度の財政の安定化を図ることを目的としている。
2. 基金設置年度 平成 20 年度
3. 基金の残額 2,151,574 千円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
4. 事業内容 (負担割合 国 1/3、 県 1/3、 広域連合 1/3)

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込みを上回る増大等に起因する財政不足等に対し、貸付・交付を行うために、県に財政安定化基金を設置。

 - (1) 貸付事業

特定期間 (2 年) の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による当該財政不足額について、無利子貸付を行う。その額は、当該各年度における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込み額に 1.1 を乗じた額を限度とする。
 - (2) 交付事業

特定期間を通じて、保険料収納率の悪化により、保険料不足と財政不足が見込まれる場合において、原則未納分の 1/2 を交付する。
 - (3) 法附則第 14 条の 2 に係る交付事業

保険料の上昇を抑制するために必要な費用を交付する。